



NTS総合弁護士法人

改正下請法(中小受託取引適正化法)の概要

令和7年5月、下請代金等支払遅延防止法(下請法)を改正する法律が成立し、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(中小受託取引適正化法又は取適法)」に名称が変更されました。令和8年1月1日より施行されます。

中小企業を始めとする事業者が賃上げの原資を確保し、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を目指すために、取引の適正化と価格転嫁の促進を図る法改正となっています。改正点の概要は次のとおりです。

1 用語の見直し

「下請」という言葉は委託側と受託側の上下関係を連想させるため、以下のように変更されます。

- ・親事業者 → 委託事業者
- ・下請事業者 → 中小受託事業者
- ・下請代金 → 製造委託等代金

2 適用対象の拡大

① 事業者の基準の見直し

これまで委託者及び受託者の双方において一定の資本金要件を満たすことが必要でした。しかし今回の改正法では、資本金要件を満たさない場合でも、委託者及び受託者の双方において「常時使用する従業員の数」が一定の基準を満たす場合(製造委託等の場合300人、役務提供委託等の場合100人)には適用対象となりました。

これにより、委託者が減資を行うことにより法の適用を逃れることはできなくなりました。

② 対象取引の追加(図1)

従来の製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託に加え、新たに「特定運送委託(事業者が

業として行う販売・請負・修理の目的物たる物品等を取引の相手方に対して運送する行為)を他の事業者へ委託すること)」が対象に追加されました。

3 禁止行為の追加・厳格化

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

改正法では、受託者が委託代金に関する協議を求めたにも関わらず、委託者が協議に応じず、又は必要な説明もしくは情報の提供をせずに、一方的に委託代金の額を決定することが、新たな禁止行為として追加されました。

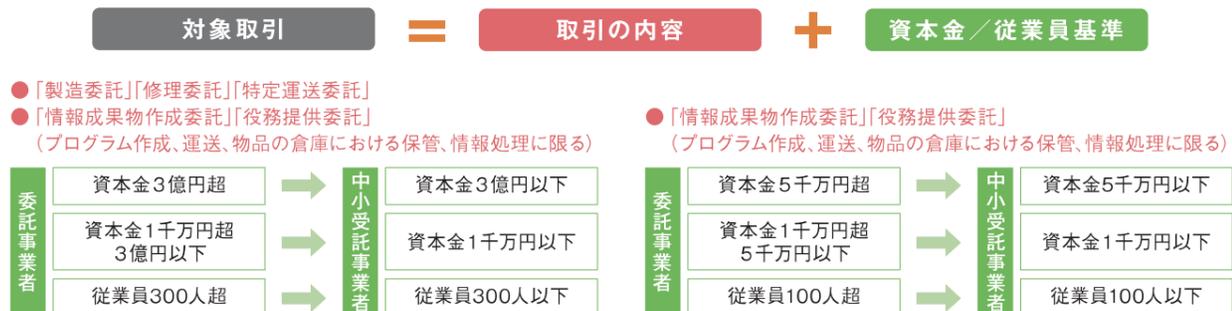
② 手形払い等の禁止

代金の支払方法につき、手形の利用は一律に禁止されることとなり、さらに電子記録債権やファクタリングについて「支払期日までに代金相当額の金銭と引き換え困難なもの」が禁止対象となりました。

4 面的執行の強化

複数の省庁が連携して違反行為に対応する「面的執行」が強化され、公正取引委員会や中小企業庁のみならず、事業所管省庁の主務大臣にも指導・助言の権限が付与されます。また、執行機関(公正取引委員会等)に申し出たことを理由に不利益な取扱いを受けた場合の情報提供先として、事業所管省庁の主務大臣が追加されました。

図1 適応対象取引 ①取引の内容 と ②資本金基準又は従業員基準 から定めています



※公正取引委員会公表資料 取適法リーフレットNo.01 令和7年8月 より抜粋

NTS Voice

つながる全てに「ありがとう」を

2026年1月発行 Vol.36

CONTENTS

01. 令和8年度税制改正の主なポイント
02. 仮登記について
03. 健康保険の被扶養者判定方法の変更について
04. 改正下請法(中小受託取引適正化法)の概要

NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP:http://nts-cgr.jp/

- NTS総合税理士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS総合弁護士法人
- NTS丸の内社会保険労務士法人
- NTS総合司法書士法人



NTS総合コンサルティンググループ
代表 吉井 清信

拝啓 新春の候、皆様におかれましては益々清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年末に閣議決定された令和8年度税制改正大綱ですが、国民民主党が主張してきた「178万円の壁」の突破という象徴的な成果や、食事手当の倍増や少額減価償却資産の上限引き上げといった、国民の日常生活や中小企業の現場に配慮された改正となっています。今回の所得税の非課税ラインの引上げは、平成7年からの最低賃金の上昇率(1.73倍)に基づき物価上昇に対応するという側面だけでなく、パー

ト・アルバイト従業員の労働供給を増やすことや低所得層の手取を増やすことで消費喚起に繋げることが期待されています。

その他、事業承継税制の特例承継計画の提出期限が、法人版は令和9年9月30日まで、個人版は令和10年9月30日まで延長されています。物価高や経営環境の不確実性が高まる中で、中小企業の円滑な事業承継を支援するためとしています。

本年も変わらぬご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

会計・税務 NTS総合税理士法人

令和8年度 税制改正の主なポイント

令和7年12月19日、「令和8年度税制改正大綱」が公表されました。その中から、実務への影響度が高いと思われる項目の概要をまとめました。

1 基礎控除等の「物価連動制度」を初めて導入

基礎控除・給与所得控除の最低保障額を直近2年分の消費者物価指数に連動して自動調整する。

【令和8・9年分の改正内容】

- ・基礎控除(本則)：58万円 → **62万円**
- ・給与所得控除の最低保障額：65万円 → **69万円**

2 課税最低限を「178万円の壁」まで引き上げ(時限措置)

- ・基礎控除の上乗せ特例：37万円 → **42万円**、更に対象者を給与収入200万円相当(現行)から**475万円**相当まで拡大

- ・給与所得控除の最低保障額：上記+5万円(令和8年・9年分の時限措置)

①と②をまとめると

基礎控除(62万円/本則) + (37万円+5万円/特例) + 給与所得控除(69万円+5万円) = **178万円**

なお源泉徴収義務への配慮から、令和8年分は年末調整時に適用となります。

3 超高所得者に対する所得税の負担強化

- ・対象となる所得金額：3.3億円 → **1.65億円**
- ・税率の引き上げ：22.5% → **30%**
- 令和9年分の所得税からの適用となります。

→次ページに続く

4 その他の所得税関連

- ・「年取の壁」引き上げに伴う、**配偶者控除・扶養控除等の要件引き上げ**
- ・新一般生命保険料控除拡充の**1年延長**
- ・NISAの年齢要件撤廃により、**0歳から利用可**
- ・青色申告特別控除額について、一定の要件を満たす場合に65万円 → **75万円に拡充**

5 賃上げ税制の縮小

- ・全企業向け：教育訓練費が増加した場合の上乗せ要件の廃止
- ・大企業向け：令和8年3月31日で終了
- ・中堅企業向け：要件を厳格にしたうえで、令和9年3月31日で終了
- ・中小企業向け：現行通り

6 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例

- ・1点あたり30万円未満（現行） → **40万円未満に拡充**
令和8年4月1日からの適用となります。

7 インボイス制度の経過措置の見直し

- ・2割特例の終了（令和8年9月30日が属する課税期間）後、**個人事業主に限り、2年間の「3割特例」が創設**（法人は対象外）
- ・免税事業者からの仕入税額控除について、80%の仕入税額控除が可能な期間（～令和8年9月30日）の終了後、**70%の期間（～令和10年9月30日）を新たに設け、その後段階的に50%（～令和12年9月30日） → 30%（～令和13年9月30日） → 0%と移行**

8 事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

- ・法人：令和8年3月31日 → 令和9年9月30日
 - ・個人：令和9年3月31日 → 令和10年9月30日
- ※提出期限のみ延長、相続・贈与による適用は現行（法人：令和9年12月31日まで、個人：令和10年12月31日まで）通り。

9 貸付用不動産の評価の適正化

被相続人・贈与者が**相続開始前5年以内に取得した賃貸用不動産**については、「取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の80/100相当額」による評価とする。令和9年1月1日以後の相続・贈与からの適用となります。

労務

NTS丸の内社会保険労務士法人



令和8年4月施行

健康保険の被扶養者判定方法の変更について

これまで「130万円の壁」である健康保険被扶養者の認定について、収入の判定方法が変わることになりました。従来の「今後1年間の収入見込み」から「**労働契約で定められた賃金（年間収入）に変更**」することで、就労調整（130万円を超えそうになったから労働時間を減らす等）を防止し、被扶養者認定の見通しが立ちやすくなりますが、雇用主の事務負担が生じる可能性があります。

1 「年間収入」に含まれる収入とは

労働契約書に記載された賃金を年収換算して、認定の判断がされる見通しです。たとえば、以下のようなイメージです。

時給 × 週所定労働時間数 × 52週 = 理論年収（年間収入）

この年間年収には、契約上明記された固定手当や、支給が確定している賞与も含まれますが、残業手当など契約に明記されていないものは含めません。

なお、労働契約内容を確認できる書類がない・年金や事業所得がある方については、従前どおりの取扱いにより、年間収入を判定します。この場合は会社から給与証明書を発行してもらうか、年金改定通知書・所得証明書等の収入確認書類の提出を求める対応になることが想定されます。

2 臨時収入の取扱い

臨時的な収入（残業手当や賞与など）が発生したことで、年間収入が基準を超えても、社会通念上妥当な範囲であれば、被扶養者の認定を取り消す必要はないとの見解が示されています。

たとえば、繁忙期の残業手当など臨時収入が一時的な支給である場合は問題ありませんが、雇用契約書に「賞与は6月に5万円、12月に10万円支給」のように明記され

ている場合は、年間収入に含める必要があります。

しかし、所定時間数を少なく表記し、残業手当を毎月常態的に支給するなど、雇用契約内容の賃金が不当に低くなるようにした場合は、被扶養者の認定がされない・または外れる取扱いがされることがあるため、実態に合った雇用契約書の作成が求められます。

3 年間収入の基準

認定対象者	要件	収入
下記以外	—	130万円未満
19歳以上23歳未満	配偶者を除く	150万円未満
60歳以上・障害者	障害厚生年金を受けられる程度の障害であること	180万円未満

上記の基準を満たし、かつ、以下のいずれかに該当することが要件となります。

- ①同一世帯の場合：被保険者の年間収入の半分未満
- ②別居世帯の場合：被保険者からの仕送り額より収入が少ない

4 実務における対応

- ・従業員から扶養の申出があれば、その親族の雇用契約書の提出を受ける
- ・雇用契約書の提出を受ける際は、年間収入見込額も確認する
- ・令和8年4月以降の認定からスタート

登記

仮登記について

1 仮登記とは

仮登記とは、**登記の順位を保全するためにする登記**のことです。

- 通常の所有権移転登記は、
- ① 手続法上の要件（登記申請の際の添付書類が具備されている等）
 - ② 実体法上の要件（売買契約が締結され、所有権移転の条件となっている代金支払がなされている等。権利変動とも言う）
- 上記のいずれの要件も備えている場合になされます。これに対して仮登記は、登記をするための①手続法上の要件、若しくは②実体法上の要件を備えていない場合になされます。

2 ①手続法上の要件を備えていない場合

②実体的な要件（権利変動）は生じているが、登記をするための①手続法上の要件を具備しない仮登記は、通称「**1号仮登記**」と呼ばれます（不動産登記法第105条第1号、以下「同法」とする）。仮登記の状態では、権利の順位を保全する効力はないですが、仮登記を

本登記にした場合には、仮登記を行った時点での順位が保全されます（同法第106条）。

1号仮登記は、たとえば、登記の権利証が無い場合や、第三者の承諾が必要な場合にその承諾は得ているものの、その証明書がない場合等になされます。

3 ②実体法上の要件を備えていない場合

②実体的な要件（権利変動）は生じていないが、権利変動に関する請求権が存在する場合に、あらかじめ登記の順位を保全する仮登記は、通称「**2号仮登記**」と呼ばれます（同法第105条第2号）。

2号仮登記は、たとえば、売買の予約がなされた場合や（売買予約を原因とする所有権移転仮登記）、農地法の許可が得られることを条件として先に仮登記をする場合（条件付所有権移転仮登記）等になされます。

4 仮登記のメリット・デメリット

メリットとしては、添付書類が少なく済むということが挙げられます。また、登記申請の際の税金（登録免許税）が少なく済みます。

所有権移転登記の際には、不動産価格の15/1000（土地の売買の場合）ですが、仮登記の際には、不動産価格の10/1000となります。抵当権設定登記の場合には、債権額の4/1000ですが、抵当権設定仮登記の場合には、不動産の数×1000円です。ただし、本登記をする際に別途登録免許税がかかるため、最終的には費用が掛かります。

デメリットとしては、上述のように順位保全効はありますが、対抗力がないため、仮登記のみでは第三者に所有権があることを主張することができないことです。また、仮登記を本登記する際に、別途本来の登記をするのと同等の

書類が必要となるのと、場合によっては本登記をする際に利害関係人の承諾が必要になるため、一度で登記をする場合より手間が多いです。

5 まとめ

仮登記について概説しましたが、実際は複雑で分りにくいものです。仮登記をしたい場合や、登記簿に仮登記がなされているような場合については専門家にご相談されることをおすすめいたします。